

税務キャッチ・アップ

所得税関係

海外勤務者の給与に対する源泉徴収の取り扱い

1 はじめに

役員又は従業員（以下「役員等」という。）が海外の支店に年の途中において1年以上転勤する予定で出国した場合の源泉徴収について、出国前と出国後とに分けて留意点について述べることとする。

2 居住者・非居住者の意義

① 居住者

国内に住所を有し、又は現在まで引き続いて一年以上居所を有する個人をいう。

② 非居住者

居住者以外の個人をいう。

3 出国前の年末調整

扶養控除等（異動）申告書を提出した居住者で、その年の年末調整の対象となるその年中に支払うべきことが確定した給与等の支給額が2,000万円以下である者が、1年以上の予定で海外に転勤することになった場合には、給与等の支払を行う者は、その居住者が海外に出国する日までに、年末調整をしなければならない（所通190-1）。

4 出国後に支給する給与等の源泉徴収

非居住者となった従業員に出国後に給与等を支払う場合の源泉徴収は取り扱いが次のとおりとされる。

① 従業員

給与等の計算期間の途中において居住者から非居住者となった者に支払うその非居住者となった日以後に支給期の到来する

当該計算期間の給与等のうち、当該計算期間が1か月以下であるものについては、その給与等の全額がその者の国内において行った勤務に対応するものである場合を除き、その総額を国内源泉所得に該当しないものとして差し支えないとされているため源泉徴収を要しない（所通212-5）。

（注1） その者の非居住者としての勤務が国内に源泉がある給与、報酬又は年金の範囲に掲げる勤務に該当する者に支払う給与等については源泉徴収の必要がある。

（注2） 給与等の計算期間の途中において国外にある支店等から国内にある本店等に転勤したため帰国した者に支払う給与等で、その者の居住者となった日以後に支給期の到来するものについては、当該給与等の金額のうち非居住者であった期間の勤務に対応する部分の金額が含まれているときであっても、その総額を居住に対する給与等として源泉徴収をする必要がある。

② 役員

内国法人の役員としての勤務で国外において行うもの（所令285）は国内源泉所得に該当し、20.42%の源泉徴収をする必要がある。ただし、当該役員としての勤務を行う者が同時にその内国法人の使用人として常時勤務、例えば内国法人の役員が海

外にある支店の長として常時その支店に勤務する場合などを行う場合の当該役員としての勤務から除かれる（所通161-43）。

5 出国後最初に支払う賞与の取り扱い（所通161-41）

非居住者である従業員や従業員として常時海外で勤務している役員に対して国内において賞与が支給され、その計算期間内に国内で勤務した期間が含まれている場合には、国内での勤務期間に対応する金額について20.42%の源泉徴収が必要である（基通161-41）。

6 海外勤務が1年未満となった場合の取り扱い

当初1年以上の予定で出国したが、その後、出国期間が1年未満となった場合でも海外勤務期間は非居住者であるという取り扱いには変更がない。（所102、所令258）

7 おわりに

給与等の計算期間の途中において海外への転勤命令により非居住者となった場合、単にパスポートの出国の日を基準にして計算期間を判断するのではなく、会社の辞令、議事録等の内容を総合勘案し、非居住者として職務に着任した日を基準にした計算期間を基に源泉徴収をしなければならないので実務上留意を要する。

（右山研究グループ
税理士 徳丸 親一）